

税理士制度の見直し

Q : 税理士制度が見直されるそうですが、どのように変わるのでしょうか。

A : 税理士法人制度、訴訟補佐人制度が創設されるほか、試験制度も見直されます。

【解説】

納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、税理士法が改正されることになりました。昭和55年の大改正以来、実に22年振りの大幅な改正となります。改正されるのは次のような項目です。

(1) 税理士法人

2人以上の税理士が共同して法人を設立することができる規定が新設されます。

(2) 租税裁判の補佐人

税務訴訟に関し、税理士が裁判所の許可を条件とせず、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述できることとされます。

(3) 税理士試験

受験資格については、一定の事務又は業務の経験年数を一律に3年以上とし、また、一定の要件を満たした専修学校で法律学や経済学を履修した場合も受験資格が与えられます。その他、学位取得と税務官公署職員の試験免除制度についても見直されます。

(4) その他

①登録の取消し規定等の整備

②計算事項、審査事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制度の拡充

